平成２７年（フ）第１８８号
福岡市南区桧原２丁目64番３号
破産者　大坪　正和
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２１１号
福岡県春日市上白水９丁目151番地　ドミールウィステリアⅡ102号、前住所福岡市博多区博多駅前１丁目23番13号
破産者　村松　　剛
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２２０号
福岡市中央区薬院２丁目６番27―702号、前住所福岡市中央区警固１丁目４番26―1001号
破産者　一木　寛之
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２３０号
熊本県山鹿市熊入町865番地１
破産者　前川　幸子
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０４号
長野市大字風間1100番地183
破産者　石澤　濱二
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１７号
長野県松本市旭２丁目11番11号　松本宿舎104号、破産手続開始決定時の住所長野市川中島町上氷鉋1725番地１　Ｓ２―201号
破産者　久保　直也
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８０３号
福岡市中央区平尾１丁目４番７号
破産者　河野美奈子
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５３号
福岡市城南区神松寺３丁目20番17―102号
破産者　上東　英毅
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２６６号
福岡市中央区大名１丁目９番11―701号、住民票上の住所福岡市中央区大名１丁目９番11―803号
破産者　本田　英樹
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２６７号
福岡市中央区大名１丁目９番11―701号、住民票上の住所福岡市中央区大名１丁目９番11―803号
破産者　本田　美保
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７４号
青森県西津軽郡鰺ケ沢町大字七ツ石町83番地１
破産者　世永　省也
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第５号
茨城県小美玉市栗又四ケ2400番地１　中島住宅２号
破産者　道下みづき（旧姓設樂）
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第４４０号
栃木県那須塩原市太夫塚２丁目230番地　ダイコー寿住宅15号
破産者　石塚理津子
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４８９号
埼玉県吉川市美南３丁目11番地６　ピラタスⅩⅢ301
破産者　大神田茂樹
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３号
埼玉県越谷市千間台西２丁目21番地７　メゾンドゥヌーヴォ103号
破産者　長澤　輝男
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸2823番地５
破産者　丸山　　博
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
埼玉県越谷市神明町１丁目191番地１　センターフィールズＣ104
破産者　佐藤　　歩
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３３１号
山梨県中巨摩郡昭和町上河東540番地２　細田Ｃ－３号
破産者　梶田博之こと　ＫＡＤＩＴＡ　ＮＥＬＳＯＮ　ＨＩＲＯＹＵＫＩ
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８１６号
大阪府寝屋川市池田１丁目30番２号
破産者　吉田　員代
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部